

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

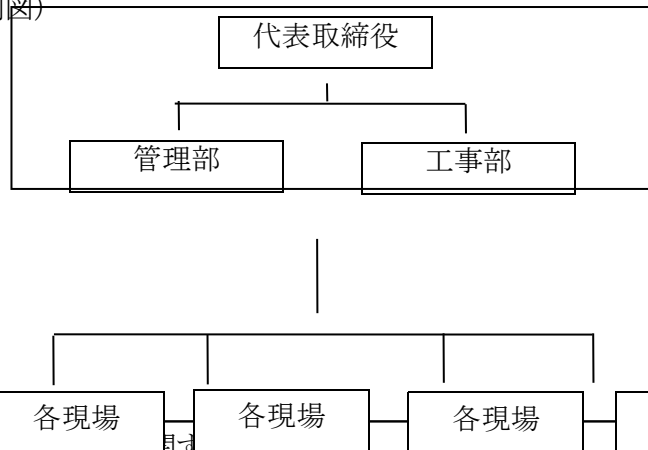
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
鳥取県知事 様	
提出者	
住 所 鳥取県西伯郡大山町松河原 218 番地	
氏 名 有限会社 松本建設	
代表取締役 松本将治	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0858-58-3977	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	有限会社 松本建設
事業場の所在 地	鳥取県西伯郡大山町松河原 218 番地
計画期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	土木・舗装工事業
2 事業の規 模	昨年度完成工事高 606,016 千円
3 従業員 数	19 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 ・再生処理業者へ委託→再生骨材として再資源化 ・再生できないものは最終処分委託→埋立 木くず、建設混合廃棄物、廃プラスチック類、伐採竹 ・処理業者へ委託→再資源化 ・再資源化できないものは最終処分委託→埋立

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の処理に関する事項

1 現状	【前年度（ 2023 年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出 量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
2 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出 量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の分別に関する事項

1 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場において廃棄物の分別を徹底している。
3 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き廃棄物の分別を徹底して行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ ）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t

		(今後実施する予定の取組)
--	--	---------------

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託 量	別紙の通り	t
	優良認定処理業者へ の 処理委託 量	別紙の通り	t
	再生利用業者へ の 処理委託 量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者へ の処理委託 量	別紙の通り	t

		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	別紙の通り	t
		(これまでに実施した取組) 再生利用業者へ処理を委託している。 マニフェストにより適正処理状況を確認している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託 量	別紙の通り	t
	優良認定処理業者への処 理委託 量	別紙の通り	t
	再生利用業者への 処理委託 量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者への 処理委託 量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	別紙の通り	t
	(今後実施する予定の取組)		
	引き続き、今後も適正な廃棄物の処理を徹底する。 処分量は工事内容により大きく変動するため、削減の計画を立てる のは難しいが、余分な廃棄物が出さないよう、分別を徹底する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(单位:t)

		アスファルト殻	コンクリート殻	ガラス・陶磁器 くず	木くず	混合廃棄物	混合廃棄物(管 理型)	廃プラスチック 類	その他がれき類	金属くず	紙くず	繊維くず	合計
現 状	産業廃棄物排出量	672.2	176.38	4.2	183.075	0.65	0.702	28.77	7.776	4.859	1.11	0.048	1079.77
計 画	産業廃棄物排出量	670	170	4	180	0	0	28	7	4	1	0	1064

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]